

船舶事故調査報告書

平成26年7月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成25年6月30日（日） 11時30分ごろ
発生場所	兵庫県香美町安木浜海水浴場北方沖 香美町所在の柴山港臼ヶ浦島灯台から真方位112° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 39.2′ 東経134° 42.3′）
事故調査の経過	平成25年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート 正孝丸、5トン未満 260-26311兵庫、個人所有 4.71m (Lr) × 1.72m × 0.68m、FRP ガソリン機関、18.39kW、平成2年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年12月26日 免許証交付日 平成21年12月15日 （平成26年12月25日まで有効） 遊泳者 男性 60歳
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、安木浜海水浴場北方沖に設置された東西に延びる防波堤の東端において、船長が、同乗者と共に釣りを行っていたところ、釣果が上がらなかったため、場所を変えようと思い、防波堤の南側を約2ノットの速力で西進を始めた。 遊泳者は、トライアスロン大会の練習のため、安木浜海水浴場に到着した後、青色の競技用の上衣に黄色の水泳帽を着用して周囲に船がないことを確認し、安木浜海水浴場の西側の砂浜から北方の防波堤に向けて水泳の練習を始めた。 船長は、南側の砂浜から投げ釣りをしている人の邪魔にならないように防波堤に寄って航行しようと思い、右舷前方のみを見て航行して

	<p>いたところ、平成25年6月30日11時30分ごろ、安木浜海水浴場北方沖において、本船の左舷船首と遊泳者とが衝突した。</p> <p>船長は、船体に衝撃を感じて何かが当たったと思い、周囲を見渡したところ、遊泳者が船尾後方で立ち泳ぎをしており、遊泳者の水泳帽が裂けていたので、遊泳者に衝突したものと思い、遊泳者に近寄り、乗船して陸上に上がり、医者に行くように促したが、遊泳者は乗船を断り、砂浜に向けて泳いでいった。</p> <p>船長は、安木浜海水浴場の西側に投錨し、既に砂浜にいた遊泳者に歩み寄ったところ、遊泳者の頭部から出血していることを認め、119番通報を行い、遊泳者は、到着したドクターヘリにより、病院に搬送され、頭部裂創及び外傷性顎関節炎と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海面 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、安木浜海水浴場の海開きがされていなかったため、遊泳者がいないものと思っていた。</p> <p>安木浜海水浴場の砂浜から防波堤までの距離は、約100mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、安木浜海水浴場北方沖を西進中、船長が、砂浜から投げ釣りをしている人の邪魔にならないように防波堤に寄って航行しようと思い、右舷前方を見て航行していたことから、遊泳者に気付かず、遊泳者と衝突し、遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、安木浜海水浴場北方沖を西進中、船長が、砂浜から投げ釣りをしている人の邪魔にならないように防波堤に寄って航行しようと思い、右舷前方を見て航行していたため、遊泳者に気付かず、遊泳者と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りを全周に対して行うこと。 ・海開きをしていない海水浴場を遊泳する際は、船舶等の操縦者が遊泳者はいないものと思い込んでいる可能性があるため、十分注意して遊泳すること。